

第2回 PPP/PFI 事業優良事例表彰 募集要項

1. 趣旨・目的

PPP/PFI 事業の中から先導的な優良事例を表彰し、地方公共団体等や民間事業者の PPP/PFI 推進のための機運醸成を図り、地域における PPP/PFI 活用拡大、PPP/PFI 活用対象の拡大及び民間事業者の創意工夫の最大化を図る。

2. 応募方法

(1) 応募対象（表彰対象）

・ PPP/PFI 事業

- ※PPP とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行う事業を対象とする。
- ※公共施設等の供用開始後あるいは維持管理・運営等開始後の事業を対象とする。

(2) 応募要件（表彰対象）

- ・ 選考対象となる PPP/PFI 事業の事業契約等の契約主体（地方公共団体等及び民間事業者）
 - ※連名による応募のみとする。応募に当たっては、契約相手方の承諾を得ること。
- ・ 全応募団体が法令違反や行政処分、重大な懸念事項を有していないこと。
- ・ 過去に本表彰に応募し、選考の結果受賞に至らなかった案件については、再度応募することができるものとする。
 - ※ただし、第1回の受賞事業と同一の事業による応募は認めない。
- ・ 各地方公共団体等1団体につき1件までの応募とする。
- ・ 運営、維持管理事業を含む案件については、令和8年8月31日時点で運営開始から1年を超える事業を対象とする。
- ・ 運営、維持管理事業を含まない案件については、令和8年8月31日時点で供用開始から1年を超える事業を対象とする。

(3) 応募方法

・ 応募書類

以下の資料を期限までに E-mail で提出すること。記載要領は各様式を参照すること。
なお、送付先の E-mail については、問合せ先から確認すること。

①応募用紙（様式1）

②概要資料（様式2）

※受賞した場合は、様式2の公表を想定している。

- ・ 応募期間：令和8年4月10日（金）～5月29日（金）正午
- ・ 資料提出先

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）

E-mail：問合せ先から確認すること。

件名：「第2回 PPP/PFI 事業優良事例表彰（応募団体名）」とすること。

3. 選考方法

(1) 表彰の種類等

①表彰の種類

- ・大臣賞（表彰者：内閣府特命担当大臣）
- ・優秀賞（表彰者：内閣府政策統括官（経済社会システム担当））
- ・特別賞（表彰者：選考委員会）

②表彰部門

- ・人口 20 万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門
- ・人口 20 万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門
- ※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）第 2 条第 3 項第 1 号及び第 3 号に定める公共施設等の管理者等（例：各省庁、独立行政法人等）は「人口 20 万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例」に区分する。
- ※ PFI 法第 2 条第 3 項第 2 号に定める公共施設等の管理者等（地方公共団体）は、人口規模に基づき応募する。
- ※事業契約書等の契約主体となる地方公共団体等が複数の場合又は複数の地方公共団体等により構成される事務組合等の場合は、主たる役割を担っている地方公共団体等の属性に基づき応募する。

③表彰数

- ・大臣賞は各部門 1 件、優秀賞及び特別賞は各部門 1 件程度とする。

(2) 選考委員会

- ・PPP/PFI 推進室長が委嘱する、外部有識者で構成する。

(3) 選考プロセス

- ・応募された案件は、PPP/PFI 推進室における一次書面審査後、外部有識者で構成される選考委員会による審査・選考を経て表彰する。
- ・別紙に定める評価項目を満たす PPP/PFI 事業及び着想であることを前提に総合的に評価する。なお、それぞれの評価項目について、可能な限り定量的に記載することとし、相対的（類似事業等）に優れている点について記載すること。
- ・必要に応じて、PPP/PFI 推進室から応募者へ問合せする場合がある。
- ・特別賞については、「分野横断型・複数施設型及び広域型の取組」に関する PPP/PFI 事業を優先して選考の対象とする。

4. 選考結果・表彰式

(1) 選考結果の発表

- ・選考結果の発表は、令和 8 年 7 月～8 月頃に受賞団体にもみ通知する。
- ・結果発表後、応募書類に虚偽記載などが明らかになった場合には、受賞が取消されることがある。
- ・選考された事業については、各事例の概要等を PPP/PFI 推進室のウェブサイト等において公表する予定であり、応募をもって公表に同意したものとする。
- ・選考されなかった事業については、個別の通知はしない。

(2) 表彰式の開催

- ・表彰式は、令和 8 年 9 月頃に開催予定。詳細は受賞団体に別途通知する。
- ・受賞団体は、表彰式当日の記念撮影と取組概要の発表を行うものとする。

5. 応募上の留意点

- ・提出資料に関わる権利（著作権等）に関し、事務局は一切責任を負わない。

問合せ先

内閣府 民間資金等活用事業推進室 山口、一丸、添田、鏡原
TEL : 03-6257-1655 (直通)

メールでのお問合せの際は「団体名」、「担当者名」及び「電話番号」を明記すること。

以上

別紙 評価項目

評価項目	評価事項 (評価項目ごとに1つ以上の評価事項により評価する。)
先導性	他に同様の事例がなく（または少なく）、他の模範となること（が期待できること）。 ・事業範囲・分野、業務内容、事業スキーム及び民間の創意工夫の活用方法に先導性が認められる場合に評価する。
汎用性	横展開が期待できる汎用性を持つこと（が期待できること）。 ・事業の成立要件に特殊要件が比較的少なく、他の地方公共団体等による事業化の参考となる要件が認められる場合に評価する。
継続性	持続可能性が高いと考えられる計画又は実績があること。 ・事業計画に持続可能性があり、事業期間にわたって継続できる見込み又は継続した実績があると認められる場合に評価する。
有効性	VFMに限らず、多様な効果が期待できること。 以下に定める評価事項のうち、1つ以上の評価事項に該当する場合に評価する。 ・公共サービス水準の向上が期待できる場合に評価する。 ・地域企業の参画・取引拡大・雇用機会の創出や地域産材の活用、地域人材の育成など、地域経済にメリットをもたらすことが期待できる場合に評価する。 ・上記に関わらず、財政削減効果以外の効果が期待でき場合に評価する。 当該効果について対外的に分かりやすく情報発信・PRが行われていること。